

会 議 録

会議の名称	第 8 期 第 2 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会		
開催日時	令和 8 年 8 月 5 日（水） 18：00 ～ 19：30	開催場所	勤労青少年ホーム第 1・2 会議室
出席者	1. 委員 河野会長、菅副会長、芹田委員、藤委員、山崎委員、岡藤委員 2. 執行機関（事務局） 藤島総務課長、土師協働のまち推進担当係長、福川 3. その他 傍聴者なし		
配布資料	・資料 委員会資料一式		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由：情報公開条例第 9 条第 1 項第 号に該当)		
1. 開会のことば 事務局： 只今から、第 8 期の第 2 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会を開催する。委員の皆様においては、日程調整及び本日の出席についてご協力いただき感謝する。ここからの進行を会長にお願いする。 会 長： レジュメに沿って進行させていただく。まず、レジュメの 2、報告ということで、(1) 那珂川市まちづくり住民参画条例第 9 条（住民投票）について、事務局より前回会議の質問に対する回答をお願いする。 2. 報告 (1) 那珂川市まちづくり住民参画条例第 9 条（住民投票）について 事務局： 前回会議にて委員より、「那珂川市まちづくり住民参画条例第 9 条に定められた住民投票の手続きについて、第 9 条第 2 項に『住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます』と記載されているが、具体的に別の条例を定めている例があるのか」というご質問をいただいた。 結論から言うと那珂川市では、現時点で住民投票について定めている条例はない。 那珂川市では、住民投票について、条例をあらかじめ制定するのではなく、今後、住民投票が必要と考えられるような市政の将来に重大な影響を及ぼすような案件（例：市町村合併や米軍基地誘致など）が発生した場合に、その案件に応じて条例を制定する方式を採用する考え方である。この方式は全国の 90%以上の自治体が採用している。 また、那珂川市では、住民投票だけを住民参画の手法としているわけではない。前回条例の説明でもお話させていただいたが、審議会、住民説明会、パブリック・コメント、ワークショップ、アンケート、住民政策提案など、			

さまざまな住民参画の方法を制度として整備している。こうした制度を活用することにより、政策の立案や施策の実施に至るまでの各段階で、住民の意見を把握し、可能な限り市政に反映させる仕組みを整えている。

したがって、那珂川市における住民投票は、通常政策形成において幅広く実施するものではなく、通常の住民参画の手法では対応することが難しい、重要な案件について、住民の意思を直接確認するための手法として位置付けることが適当と考えている。

会 長：（１）の報告事項について質問がある方は挙手をお願いします。

委 員：産業廃棄物処理施設や原子力発電施設の建設など、市長が住民投票をすべきと判断した重要な案件についてのみ住民投票が行われるという認識でいいか。

事務局：おっしゃるとおりである。

（２）住民参画の実施状況について

事務局より、別添資料①、②、③に沿って説明

会 長：（２）の報告事項の資料②について質問がある方は挙手をお願いします。

委 員：資料②の住民参画の実施結果については、事前に詳細な内容が記載されている資料を送付いただいたためよく理解できたが、今後の報告ではこれに加えて、担当課の自己評価を記載していただきたい。例えば、ABCの三段階方式で、Aは「住民参画の適切な運用が図られている」、Bは「住民参画の適切な運用をするうえで検討が必要」、Cは「住民参画の運用がされていないもしくは改善が必要」というような基準を設けるといいと思う。

会 長：今のご意見について、他の委員はどう考えるか。

委 員：評価をするのであれば、担当課ではなく各委員会等が実施する方がいいと思う。担当課が評価をするとなれば、自己評価でいいと言っても基準がないと難しいため、評価基準を別に作成する必要があると思う。

会 長：住民参画における評価になると、アンケートやパブリック・コメントなどの集まった意見等の数で評価する方法と客観的に見て総括的に評価する方法があると思うが、いずれにしろ基準を定めなければならないと思う。

委 員：各委員会等で住民参画の方法や会議の方法など異なる点が多いため、一概にABCで評価するようなことは難しいと思う。もし、評価基準を作成するのであればこの委員会で十分に練る必要があると思う。

会 長： 各委員会で総括的に事業の評価はしていると思う。そのため、その評価があることを前提に、委員は住民参画推進委員会の報告事項として資料に加えてほしいと言われていると理解している。事務局としてはどう考えているか。

事務局： 今回の資料を作成するにあたり、各課から指定様式で報告をしてもらっている。その様式には 100 点中何点か入力する欄があり、今回の資料には記載していないが、担当課は評価をしている状況である。

委 員： 各委員会等で目標を定めていると思う。その目標に対して現状がどの段階なのかは担当課が分かっていると思うため、その報告をしていただきたいという意見である。ABC の三段階の評価については一例であり、この通りにする必要はないが、市民と担当課が事業の段階や評価について共通認識を持てるようにして、事業に対する意識を高めていければいいと思う。

会 長： 担当課の評価が事務局に報告されているのであれば、ここで新たに評価基準を作成する必要はないと思うため、今後は資料に担当課の評価を項目として入れていただければと思う。

委 員： この報告事項の流れとしては、委員から資料の内容について質問をしてこの場で回答できないものについては次回の会議で回答されるということでもいいのか。

事務局： おっしゃるとおりである。

委 員： 資料に記載されている委員会等において、大学生や高校生などの若い方はどのくらい参加しているのか。様々な委員会等に出席したことがあるが、若い方にはお会いしたことがない。委員会等の実施日時等の関係で、出席しやすい年代の委員が就任しているのは仕方ないことかもしれないが、例えば大学教授が学識経験者として委員会に入っている場合は、その教授のゼミの学生などが参加することは可能かと思う。このようなやり方を取り入れている委員会等はあるのか。

事務局： 皆さんのように委員として委嘱している中に若い方がいるかということか。それとも、大学生等が突発的に参加したことがある委員会があるのかということか。

委 員： 委員として委嘱している例は極めて少ないと思うため、ワークとして学生が参加するという例が一番あり得るかと思うが、その例があるかを知りたい。例えば総合計画や地域福祉計画などに関する委員会等でこのような例

はないのか。

会 長： 地域福祉推進委員会については、現在学識経験者や関係団体の代表者、市民で構成されているがこれまで学生等が委員会に出席したことはない。今後、ワークショップなどがあるため、その際には年齢制限はせず、幅広く参加者を募集する予定である。今の話を聞いて、委員の募集も含め、事業の住民参画の機会を作る際には若い方が参加できるように周知の方法を考えていく必要があると考えている。

委 員： 委員でなくとも、各委員会は聴講することが可能なのか。現在は可能でなくとも、若い方の関心がある委員会等からでも聴講を可能にするためにはどうすべきか検討してみるといいと思う。私事だが、九州産業大学の地域共創学部の子生に NP0・ボランティアの話をした。その学生の中には、将来行政職員になる予定の人も多く、私の話を熱心に聞いてくれた。私たちが学生には関心がない話題と考えていても、学生からするとそうでない話題も多いと思う。生徒の委員会等への参加もしくは聴講を大学の単位にしてもらうなどして、参加を促すこともいいと思う。年代が近いメンバーで話し合うと偏った意見しか出ない傾向があるが、大学生などの若い方の意見を聞くことで考えが変わることもあるため、若い方の参加を促す方法を検討してほしいと思う。

委 員： 令和 7 年度は報告があった事業の中でワークショップを実施している事業は 1 つで、令和 8 年度は 3 つに増えている。AI オンデマンドバスの事業を例にとっても、一般市民が事業に対して意見を伝える場は少ないため、各事業で年に 1 回でもワークショップなどで意見を伝える場を設けていただければと思う。

事務局： 住民参画における若い方の関わりについてご意見をいただいたが、那珂川市では直接的ではないものの住民意識アンケートなどのアンケートを実施し、市政への満足度などを聞くこととしている。このアンケート結果を総合計画審議会などの計画策定の委員会等で計画に反映させており、間接的に若い方も計画策定などに関わっている。また、意見を収集する方法は様々で、AI オンデマンドバスについては現在各区長に意見の集約を依頼している。このように幅広く意見を収集できる体制は整備している。

会 長： (2) の報告事項の資料③について質問がある方は挙手をお願いします。

委 員： 人権施策推進事業に関連する意見であるが、毎年各行政区で人権・同和問題研修会を実施しており、そのテーマについて悩んでいる。そのため、職員が各行政区 1 名ずつ人権・同和問題研修会に参加し、テーマについても一緒に考えていただければと思う。そのようにすれば、研修会の内容も充

実すると思う。

事務局： 今のご意見は人権の啓発に関することで、人権政策課の事業に関することであるため、本委員会の審議事項として直接関係はないが人権政策課にはご意見として伝える。

委員： 一意見として伝えていただきたい。

事務局： 12月に人権フェスタが開催されており、業務とは別に職員が参加をしている。そこでは市民の方と一緒に掲示物を作成するなど地域と関わる活動をしており、職員が全く地域と関わっていないというわけではない。

委員： 各行政区の人権・同和問題研修会は社会教育課から講師やテーマの一覧をいただいている。

委員： 職員は特に担当事業に関わる行事などには積極的に参加してくれている。各区の行事にまでは参加できないと思うが、地域との関わりは作っている。

委員： 市民は研修により人権意識は高まっていると思うが、職員の意識がどのようになっているか分からない。職員が意識を高めるには、行政区の研修に参加するなどして生の声を聴くことが必要であると考えている。

委員： 農業振興地域整備事業促進協議会については、必要時のみの開催となっているが、必要時の判断は協議会がするのか。

事務局： 農業振興地域整備計画の変更等が必要な際に開催される。

委員： 農地転用の必要性があるような場合にも開催されると思う。

委員： 専門性のある案件であるため、知識がない市民が参加するのは難しそうである。

委員： この委員会は一般市民ではなく、農地を所有している人などが出席するものである。最近は多くの農地が所有者の高齢化と後継者不足により農地転用で宅地にされていて、山田区でもそのような土地が多い。このような案件が発生した際に、随時農業委員会が実施する委員会である。

会長： 本日の報告の全体を通して、質問のある方は挙手をお願いする。

委員： 環境審議会に関連して、山田区の話にはなるが夏は裂田溝公園の水路で遊

ぶこどもが増えている。中ノ島公園は遊泳するこどもが多いことから、水質検査をして病原菌や伝染病がないか確認されていると思うが、裂田溝公園の方は水質検査がされていないのではないかと思います。環境審議会でも協議しているであろう水質検査の項目の中に裂田溝公園を追加するよう伝えてほしい。

会 長： このご意見は住民参画推進委員会の協議内容とは異なるため、事務局から担当課に伝えてほしい。

委 員： AI オンデマンドバスの運行について、運行開始して約1年になると思うが、現在も様々な意見が出ているのか。

事務局： 担当課からは約1年が経過している現在も多く意見が出ていると伺っている。そのため、現状の意見の集約に向けて担当課が動いている。定時定路線運行の時とは異なり、予約が必要であったり、定時に来なかったりと多くのことが変わっているため、市民の方がそれに慣れるまでは様々な意見がでると考えている。

委 員： 志免町や粕屋町も同じ時期にAI オンデマンドバスの運行がはじまったため、意見については同じ状況かと思う。

会 長： 運行コースは決まっているのか。

委 員： コースは予約している利用者の目的地や乗車場所によってAI がルートを決定している。

委 員： 朝方は博多南駅に向かう予約で集中しており、遅延が発生していると聞いている。委員が17名いると記載されているが、重要なテーマであることからそのような構成人数になっているのか。

委 員： 区長が12名参加している。

委 員： 17名の内公募委員2名は少ない気がする。バスは通勤などで若い方が利用しているため、若い方が審議会など意見を伝える場があればいいと思う。アンケートなどは実施しているのか。

委 員： アンケートの実施や区長が意見を集約するなど、意見を伝えられるような体制をとっている。

委 員： 若い方は区長に意見を伝えることは少ないと思うため、様々な方法を用いて意見を吸い上げてほしい。

委 員： AI オンデマンドバスは到着時間が読めないため、バスや新幹線に乗り継ぎを予定しているときは利用しにくい。

委 員： 朝は博多南駅行きのバスが多い。

委 員： AI オンデマンドバスに限ったものではなく、那珂川市の公共交通を体系的に協議するものと理解していいか。

事務局： おっしゃるとおりである。

4. その他

事務局： 令和8年度まちの底力応援補助金交付団体一覧について資料を用いて報告

委 員： 交付決定までの事務手続きはどのようなになっているのか。

事務局： 4月中旬まで申請を受け付け、5月中旬までに総務課で内容を確認し、必要に応じて団体に不明点を確認している。その後、5月末に交付事業を決定する審査会を実施し、6月頃に交付決定通知を出すという流れである。

委 員： 審査会の構成メンバーはどうなっているのか。

事務局： 副市長、6部長、総務課長で構成されている。

委 員： 審査会については住民参画の対象となっていないのか。もしくは、住民参画の対象であるが、その暇がなかったため今回は報告のみとなっているのか。

事務局： まちの底力応援補助金の内容については、以前の本委員会で取り扱う内容ではないのではないかとのがあったため、報告のみとさせていただいている。

委 員： 住民参画の対象となる案件だと思う。そのため、各団体が事業のプレゼンテーションを行い、それについて市民を含めた審査員で採点する方式で、市民を交付決定までの過程に入れる方がいいと思う。

事務局： まちの底力応援補助金は事業開始から20年近く経過しており、事務局としても制度を見直さなければならないと考えているところである。

委 員： 制度の見直しをするため、住民参画の対象外とするということになっているのか。

事務局： 前回会議では、第 8 期住民参画推進委員会の進め方について説明しており、その中でまちの底力応援補助金についての報告もしていくと話をさせていただいた。その際に、ある委員からなぜまちの底力応援補助金の内容を取り扱うのかという質問が出ており、総務課が事務局をしている事業であり、協働という観点から住民参画推進委員会に関連するとして報告させていただく予定と回答している。その時に併せて、見直しを検討しているという話もさせていただいた。

委員： 前は委員から他自治体の類似した補助金の審査方法の紹介があったり、4 月に団体の活動報告があるため、時間が合えば来てほしいとの話があったりしたと思う。

委員： 私が所属している団体もこの補助金をもらっており、発表会などで様々な意見をいただいて参考になった。

委員： 交付事業については、この委員会で承認して交付決定することも案として検討していただきたい。

会長： 以前からまちの底力応援補助金については、この委員会で議論をしているところだが、交付決定の権限はこの委員会で持つべきではなく、この委員会では制度について住民参画の視点で議論していくとの結論になっていたと思う。
市の補助金ということもあり、交付決定については市で行わないとその他の補助金との整合性がとれなくなってしまう。

事務局： 次回の会議は令和 9 年 1 月から 2 月を予定しており、日程調整については日程が近づいたときにさせていただく。会議の時間帯について、現在は夕方調整させていただいているが、平日の日中の開催でも参加可能な委員はいるか。

～委員全員が挙手～

委員： 日程調整をいつもの時期にしていいただければ可能である。

事務局： 次回の会議は日中も含めて日程調整させていただく。

終了